

野田市告示第144号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間            令和 7年 5月 28日から 令和 7年 6月 11日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)

令和 7年 5月 28日

野田市長            鈴木 有

| 整理<br>番号 | 路線番号    | 路 線 名         | 供 用 開 始 の 区 間 | 備 考 |
|----------|---------|---------------|---------------|-----|
| 1        | 1 1 6 0 | 中 野 台 ・ 中 根 線 | 野田字谷端389番4地先  |     |
|          |         |               | 野田字谷端426番1地先  |     |